

こんなときは国民年金の 手続きが必要です

年金・長寿医療グループ
(☎85 2 1 3 7)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。

次のようなときには国民年金の加入の種別が変わることがあり、手続きをしなかった場合は基礎年金（老齢・障害・遺族年金）を受け取ることができなくなることもありますので、必ず手続きをしてください。

こんなとき	被保険者の種別	手続き先	加入の種類（種別） ● 第1号被保険者 自営業者や 学生など ● 第2号被保険者 厚生年金や 共済組合の加入者 ● 第3号被保険者 第2号被保険者に 扶養されている配 偶者（収入が一定 額を超えない人）
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	未加入→第1号	市町村の窓口	
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入→第3号	配偶者の勤務先	
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先	
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号→第1号	市町村の窓口	
第2号被保険者である人が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先	
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた人で、その配偶者が退職したとき	第3号→第1号	市町村の窓口	
年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた人が60歳未満のとき			
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき			

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険料の支払方法について～

保険料の納め方は2つの方法があります

特別徴収（年金からの支払い）

手続きは必要ありません

次の方は普通徴収となります

- 受給している年金額が、年額18万円未満の方
- 介護保険と合わせた保険料が年金支給の半分を超える方

※加入してから半年～1年間は年金からの支払いはできませんので、『納付書』や『口座振替』で納めてください。

普通徴収（納付書、口座振替による金融機関での支払い）

※国民健康保険税を口座振替していた方でも自動的に継続されません。改めて手続きが必要です。

納め忘れはありませんか？

納付書払いでの保険料の納め忘れが多発しています。

ご自分の支払方法は、保険料額決定通知書（納入通知書）をご確認ください。

◆支払いを『口座振替』に変更することができます◆

- 『年金からの支払い』から変更できる時期は、申し出の時期により異なります。
- 税申告のとき、『社会保険料控除』は保険料を支払う方（口座名義人）が受けることができます。

▶持ち物 本人の保険証、印鑑、預金通帳、届け出印

※詳しくはお問い合わせ
ください。

問
い
合
わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
年金・長寿医療グループ (☎85 2 1 3 7)

こんなときは国民年金の手続きが必要です
後期高齢者医療制度のお知らせ